

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 和解の相手方

住 所 ***

氏 名 ***

2 損害賠償の額 金1,488,000円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、1,488,000円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟は一切行わない。

(提案理由)

霧島市国分野口西において、本市職員が公用車により事故を起こしたため、その損害を賠償し、和解しようとするものである。

(資料)

事 故 概 要

- 1 事故発生日時 平成27年10月23日（月）午前9時55分頃
- 2 事故発生場所 霧島市国分野口西12番2号先
- 3 当事者（甲） 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 前田 終止

当事者（乙） ***

- 4 事故の概要 下水道排水設備検査後、帰庁のため下水道課業務グループ主査の運転する公用車が、霧島市国分野口の勘場かまぼこ店駐車場から道路に進入した際、左側から走行してきた乙の運転する普通乗用車に衝突し、車に損傷を与えた。
- 5 過失割合 甲 100% 乙 0%
- 6 損害賠償額 金1,488,000円

(資料)

